

別府市週休2日試行工事实施要領

制定 令和4年8月10日

別府市告示356号

(趣旨)

第1条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、別府市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向けての効果や課題を把握するための取組として、「週休2日試行工事」を実施することとし、当該実施に関し必要な事項をこの要領に定めるものとする。

(受注者希望型による実施)

第2条 週休2日試行工事は、受注者が週休2日による工事实施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に実施することができる「受注者希望型」とする。

(対象工事)

第3条 週休2日試行工事の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、別府市が発注する土木関連工事のうち、予定価格が4,000万円以上のものとする、ただし、次に掲げる工事は除く。

- (1) 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事(出水期における河川区域内工事など)
- (2) 緊急を要する工事(災害復旧工事など)
- (3) その他発注者が指定する工事

2 対象工事については、特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示する。

(週休2日の定義等)

第4条 この要領における「週休2日」とは、工事着工に先立ち4週間につき6日以上の日を定め、休日には現場での作業(現場事務所での作業を含む。)は行わないことをいう。

2 週休2日の対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

3 休日の形態は、次のとおりとする。

(1) 4週8休 4週間につき、休日を8日以上確保することをいう。

(2) 4週7休 4週間につき、休日を7日確保することをいう。

(3) 4週6休 4週間につき、休日を6日確保することをいう。

4 次に掲げる作業は、第1項の現場での作業に該当しない作業とする。

(1) 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

(2) 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設業許可を必要としない作業

(3) その他受発注者の協議により必要と認められた作業

（実施内容）

第5条 週休2日試行工事を実施しようとする受注者は、次に掲げる事項を確認した上で、施工計画書提出時にその旨を書面にて監督員に報告する。

(1) 週休2日試行工事を行うことでの、工期変更は認められないこと。

(2) 作業日は、恒常的な残業となってはならないこと。

2 前項の場合において、受注者は、週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。なお、工程表の作成に当たっては、前条に規定する週休2日の内容を反映させることとする。

3 週休2日試行工事を実施する受注者は、設計変更により工期が変更となる場合は、その都度週休2日の休日変更取得計画が確認できる工程表を監督員に提出することとする。

4 週休2日試行工事を実施する受注者は、「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示することとする。

5 週休2日試行工事を実施する受注者は、休日の取得状況を取りまとめて実施報告を作成し、別府市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出するものとする。また、監督員の指示により、

作業日報、出勤簿等の提示を求められた際にはこれらを提示するものとする。

6 週休2日試行工事を実施する受注者は、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生した場合は、当該休日の前後6日以内に休日を振替えることができるものとする。この場合において、天候不良については、不測の事態等と認める。

7 監督員は、週休2日試行工事を実施する場合にあっては、緊急を要する工事等やむを得ないときを除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示を行わないものとする。

8 監督員は、第5項の規定により受注者から提出された実施報告等により休日の取得状況を確認するものとする。

(労務費等の取扱い)

第6条 対象工事を発注しようとするときは、当初の予定価格を定めるに当たり4週8休以上の週休2日の達成を前提として次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める補正係数を乗じるものとする。

(1) 市場単価方式による積算の場合 別表に定める補正係数

(2) 市場単価方式以外による積算の場合 次の表に定める補正係数

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設 費率	現場管理 費率	率 (休日/28 日)
4週8休	1.05	1.04	1.04	1.06	28.5%
4週7休	1.03	1.03	1.03	1.04	25.0%
4週6休	1.01	1.01	1.02	1.03	21.4%

備考 労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価並びに電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工とする。

2 対象工事の施工後に週休2日の達成状況を確認し、4週8休に満たないときは、その達成状況に応じて契約金額を減額変更するものとする。

(工事成績評定の取扱い)

第7条 受注者が週休2日試行工事の実施において第4条及び第5条の規定により週休2日を達成できた場合は、工事成績評定において評価する。なお、達成できなかった場合においても減点を行わない。

(実施証明)

第8条 発注者は、受注者が週休2日試行工事の実施において週休2日を達成した場合は、週休2日実施証明書(別記様式)を発行するものとする。

(その他)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和4年8月10日告示356号)

この要領は、令和4年8月15日から施行し、同日以降に起案する工事について適用する。

別表

下記工種において、土木工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

別記様式

年 月 日

様

発注者 別府市

別府市長

印

週休 2 日実施証明書

下記工事について、週休 2 日の実施を証明する。

工 事 名： 年度 工事
工 期： ○年○月○日～ ○年○月○日
完 成 年 月 日： ○年○月○日

週休 2 日実施内容（実施した内容に■を附している）

- 4 週 8 休を達成した。
- 4 週 7 休を達成した。
- 4 週 6 休を達成した。